

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等				番号	⑬							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		8 年度 当初予算額			9 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	関税制度等企画立案費	関税制度等の企画及び立案に必要な 経費			183,605				248,106		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの					一般会計		183,605				248,106		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの													
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの					一般会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
合 計					一般会計		183,605				248,106		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数

○ 政策目標 5 - 1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

- 「令和 7 年度税制改正の大綱」(令和 6 年12月27日閣議決定)
- 「令和 8 年度税制改正の大綱」(令和 7 年12月26日閣議決定)

政策目標 5 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。

全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を多角的に検討しつつ実施するものであり、国民経済の健全な発展等のため、重要な取組です。

- ・ 令和 8 年度関税改正の検討に当たっては、要望を受け付ける際には要望省庁の政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求めるとともに、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を考慮すること
 - ・ WTO 協定及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税（用語集参照）の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うこと
- など、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に取り組んでいます。

施策

政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

取組内容

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、引き続きこの基本的な考え方に基づいて 関税改正の検討を行っていきます。

各年度における見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っていきます。また、関係省庁から提出される関税改正要望等について、

その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。

さらに、学識経験者、消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会関税分科会での調査、審議を踏まえて関税改正を行っており、令和 7 年度においても、こうした取組を着実に実施します。

定性的な測定指標

[主要] 政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施

(目標の内容)

適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。

(目標の設定の根拠)

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和 8 年度関税改正では、内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような内容を含む「関税率法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。

- ・暫定税率等の適用期限の延長等

暫定税率（404 品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、適用期限を令和 8 年度末まで 1 年延長。

石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）、灯油及び軽油（8 品目）について、中長期的に、関税率の見直しを行う必要が認められないため、現行の暫定税率無税を基本税率として規定し、暫定税率を廃止。

- ・越境 E C の拡大に伴う少額輸入貨物の急増への対応

国際物流において必要不可欠なインフラとしての役割を果たしている保税業者の適正な業務運営を確保するため、法令を遵守するために必要な業務の手順及び体制に係る規則の策定を義務付けるとともに、業務改善命令等を創設。

越境 E C サイトで国内消費者向けに商品を直送する国外事業者と、商品を商業貨物として輸入して国内消費者に販売する国内事業者の間での競争上の不均衡の是正を図るため、個人使用貨物の課税価格決定の特例を廃止。

- ・不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設

供給国や品目を変えて不当廉売関税の課税を免れる「迂回」に対し、迅速な救済及び抑止を可能とし、不当廉売関税制度の実効性を高めるため、迂回行為が行われる輸入貨物に対し、不当廉売関税と同等の割増関税の課税を可能とする制度を創設。

- ・関税の犯則調査手続の見直し

刑事訴訟法の改正を踏まえ、関税法上の犯則調査手続のデジタル化のための規定を整備。

	上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。 ・ 令和 8 年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和 7 年12月19日) https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20251216_toushin.html ・ 令和 8 年度税制改正の大綱 (令和 7 年12月26日 閣議決定) https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/08taikou_mokuji.htm ・ 第221回国会における財務省関連法律 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/index.html
--	---

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由 令和 8 年度関税改正に当たっては、関係省庁からの関税改正要望において、現状、政策の目的、政策の効果・影響、措置の必要性・合理性、現行制度の増減税規模、改正後減収額及び政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、当該要望を精査するにあたっては、当該要望省庁と協議を十分に行い、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、その必要性和合理性を検証し、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、検討を行いました。 関税・外国為替等審議会における「令和 8 年度における関税率及び関税制度の改正についての答申」で改正が適当であるとされた主要事項は、「令和 8 年度税制改正の大綱」に盛り込まれており、これらを踏まえて関税定率法等の一部を改正する法律案を策定しています。同法律案は、令和 8 年 2 月20日の通常国会提出後、同年 3 月31日に成立し、同日公布され、一部の規定を除き同年 4 月 1 日から施行されています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用
取組内容 不当廉売関税（用語集参照）などの特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害に対する対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO（用語集参照）協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしています。 引き続き、これらの取組を着実に実施します。 （注）特殊関税制度とは、WTO 協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の	

総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。

定性的な測定指標

[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用

（目標の内容）

特殊関税制度の適正な運用を行う。

（目標の設定の根拠）

グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

WTO協定及び国内関係法令に基づき、

- ・中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税

について賦課決定を行うとともに、

- ・中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税

- ・大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税

- ・大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールAに対する不当廉売関税の課税

- ・大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長

- ・大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長

について調査を開始しました。

上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。

- ・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極に対して不当廉売関税を課することについての答申（令和7年6月20日）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20250620_toushin.html

- ・中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和7年7月22日）

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250722.html

- ・大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和7年8月13日）

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250813.html

	・大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールAに対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和 7 年 8 月 20 日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250820-1.html ・大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表（令和 7 年 8 月 20 日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250820-2.html ・大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査開始報道発表（令和 7 年 12 月 25 日） https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20251225.html
--	---

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	WTO 協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価を、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「課税の求めから 2 か月以内に調査を開始した件数」 ○参考指標 2 「調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数」

政 5 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：課税の求めから 2 か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	2 か月以内の調査開始可否決定件数
令和 3 年度	2	1
令和 4 年度	1	1
令和 5 年度	0	0
令和 6 年度	1	1
令和 7 年度	5	5

(注) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は 2 か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から 2 か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標 2：調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18 か月以内の最終決定件数	うち 12 か月以内の最終決定件数
令和 3 年度	2	2	2
令和 4 年度	2	2	1
令和 5 年度	1	1	1
令和 6 年度	0	0	0
令和 7 年度	1	1	0

(注) 関税定率法第 8 条第 6 項には、調査は 1 年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を 6 月以内に限り延長できるとされています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、要望省庁より提出された改正要望について、要望省庁の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更には関連産業等への影響等を把握し、当該要望省庁と協議を十分に行い、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、その必要性和合理性を検証し、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、検討していきます。 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。 令和9年度予算概算要求に当たっては、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を多角的に検討しつつ、公平・中立・簡素という観点にも留意し、関税改正において適切な関税率の設定・関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	(適切な関税改正の実施) 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、要望省庁より提出された改正要望について、要望省庁の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更には関連産業等への影響等を把握し、当該要望省庁と協議を十分に行い、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、その必要性和合理性を検証し、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、検討を行いました。 (特殊関税制度の適正な運用) 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。 令和8年度予算概算要求に当たっては、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を多角的に検討しつつ、公平・中立・簡素という観点にも留意し、関税改正において適切な関税率の設定・関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	122,146千円	121,297千円	108,786千円	183,605千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	122,146千円	121,297千円	108,786千円	183,605千円	
	(事項) 関税制度等の企画及び立案に必要な経費	122,146千円	121,297千円	108,786千円	183,605千円	
	補正予算	△323千円	△1,899千円	△453千円		
	繰越等	206,546千円	207,257千円	N. A.		
	合 計	328,369千円	326,655千円	N. A.		
執行額		276,947千円	300,699千円	N. A.		

(概要)

関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。

(注 1) 政府情報システム関連予算（通関事務総合データ通信システム（予算事業ID：020142）、通関情報総合判定システム（予算事業ID：020144））は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 2) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	--------	----------	------------